

3 鹿島神宮領と行方の地頭たち

観応3（正平7，1352）年9月，足利尊氏は，倉河郷地頭倉河三郎太郎，小牧郷外小牧村地頭小牧弥十郎の所領を没収し，下河辺左衛門蔵人行景に預けることを命じました（足利尊氏御教書）。倉河郷は，鎌倉時代に「加納十二ヶ郷」と呼ばれた所領の一つです。「加納」とは，鹿島神宮の中核的な所領であった「本納」に対する呼称です。相賀郷，高岡郷，山田郷，大崎郷，四六郷，石神郷，青沼郷，倉河郷と夏苅村，大和田村，飯田村，成井村の八郷四村の所領で，現在の行方地方に散在していました。また，小牧郷（麻生町）には鹿島神宮の馬を飼育するための牧場があり，毎年，地頭が神馬を献納していました。

これらの所領は，常陸平氏一族の行方氏が諸郷・諸村の地頭として支配していました。鎌倉時代末期になると，鹿島神宮領は，手賀氏，倉河氏，小牧氏らの下地濫妨・神用物抑留などにさらされ，鹿島神宮への神祭物は未納となってしまいます。手賀氏，小牧氏はともに常陸平氏の一族行方氏の庶子で，倉河氏は手賀氏の分家であると考えられます。鹿島神宮は，鎌倉幕府や建武新政府（ざっそけつだんしよ雑訴決断所）へ地頭の非法停止を訴えましたが，地頭の行為は止まりませんでした。この地域では，行方氏の勢力が根強く，足利尊氏の裁決が出されても問題の解決は容易ではありませんでした。

さて，足利尊氏の命を受けて，使節として現地に赴いた武田式部大夫（高信）と宍戸備前守（朝世）は，在地勢力の激しい抵抗に直面します。武田高信は請文（「武田高信請文」）を提出し，尊氏の命令を執行することが困難であるとの報告書を提出しました。

そこで，翌年7月，尊氏はあらためて益戸下野守国行と宍戸安芸守朝里（宍戸朝世の兄で山直系宍戸氏の惣領）を現地に派遣しました。しかし，再び，手賀・小牧両氏は所領の引き渡しを拒否したのです。

14世紀の動乱は，南北朝の対立に観応の擾乱が絡み，諸勢力の対立関係は複雑になりました。観応3年2月，足利尊氏は，鎌倉で弟直義を毒殺し，足利氏内部の抗争に終止符を打っています。尊氏が，倉河郷や小牧郷を没収したのは，直義派に対する擾乱後の戦後処理だったのかも知れません。また，擾乱の直後の閏2月には，南朝方の新田義興・義宗よしおき よしむねが上野国に蜂起しています。彼らは，足利氏の対立に乗じて直義派の上杉憲顕と結んでおり，いったんは鎌倉を占領しました。擾乱後に所領を没収された直義派の武士たちは，新田義興・義宗の拳兵を好機とみて呼応したものが多かったので，倉河氏ら地頭の行動も，こうした擾乱後の混乱に乗じたものとみることができます。

所領を引き渡されることになった下河辺氏にとっても，手賀・小牧氏らが城郭を構え抵抗を続ける状況のもとでは，年貢の徴収を行うことは現実的に不可能でした。8月，下河辺行景は再度，申状を提出し「手賀・小牧両氏の城郭を破却し所領を引き渡してほしい」と幕府に求めています。その後の経緯は不明ですが，手賀氏は康暦元年（1379）には鹿島大使役を勤仕しており勢力を維持していますので，下河辺氏の支配が簡単に確立したとは考えられません。

(1) 観応 3 年 9 月 2 日 足利尊氏御教書
・ ・ ・ 足利尊氏と鹿島神宮領

下河辺左衛門蔵人行景申，常陸国
行方郡倉河郷倉河三郎太郎跡并同郡小牧
郷内小牧弥十郎跡等事，任去月十五日
下文，完戸備前守相共，可沙汰付下地
於行景之状如件

観応三年九月二日 (足利尊氏)
(花押)
武田式部大夫殿

中世の鹿島神宮領は、^{しんぐん}神郡と呼ばれた^{なめがた}鹿島郡を中心に行方郡、^{なんぐん}南郡（古代の茨城郡のうち国府以南）など常陸国南部に集中していました。これらの所領は、鎌倉時代末期には常陸平氏の一族^{ひたちへいし}行方氏の^{しよし}庶子とみられる^{てが}手賀氏、^{こまき}小牧氏らの^{したじらんぼう}下地濫妨・^{よくりゅう}神用物抑 留などにさらされていました。鹿島神宮は、鎌倉幕府や^{ざっせけつだんじょ}雑訴決断所へ地頭の非法停止を訴えましたが、地頭の行為は止みませんでした。

観応 3（^{かんのう}正平 7，1352）年 9 月，足利尊氏は鹿島神宮の訴えをうけて、^{くらかわ}倉河郷地頭倉河三郎太郎、小牧郷内小牧村地頭小牧弥十郎の所領を没収し、下河辺左衛門蔵人行景に預けることを命じました。倉河郷（行方市）は「^{かのう}加納十二ヶ郷」と呼ばれる鹿島神宮領の一つでした。また、小牧郷（行方市）には鹿島神宮の牧場があり、毎年、地頭により神馬が献納されていました。

康永 2（1343）年には、^{こうのもろふゆ}足利尊氏は高師冬に命じて鹿島神宮境内の^{ごまどう}護摩堂に行方郡若舎人^{わかとねり}郷根地木村（行方市）を寄進しており、尊氏の勢力は行方郡内にも及んでいました。

この文書には、日付の下に足利尊氏の花押が^す据えられています。尊氏の花押は、足利氏一族が^{しよ}署する花押の祖型となりました。

(2) 文和 2 (正平 8) 年 3 月 2 2 日 武田 高信 請文
・ ・ ・ 南北朝 動乱 期の 在地 武士

下河辺左衛門蔵人行景申，常陸国
行方郡倉河郷倉河三郎太郎跡并同郡小
牧郷内小牧弥十郎跡等事，任去年八月
十五日御下文・同九月二日御施行之旨，完
戸備前守相共莅彼所，欲沙汰付下
地於行景候之处，於倉河郷者，手賀土
用納礼丸，并至于小牧郷者，小牧弥十郎
等相語悪党人，無是非引率多勢，
(擬) 凝 及合戦之間，不能遵行候，若此条偽
申候者，
日本國中諸神，殊八幡大菩薩御罰
お可罷蒙候，以此旨可有御披露候
恐惶謹言
文和二年三月廿二日遠江守高信請文 (花押)

足利尊氏の命を受けて、遵^{じゆんぎやう}行 (裁決の結果、勝者となった鹿島神宮に現地で所領を引
き渡す) のために使節として倉河郷・小牧郷へ赴いたのが、武田式部大夫 (高信) と宍戸
備前守 (朝世) でした。宍戸氏は常陸守護であった八田氏の流れをくむ氏族です。武田氏
については、この倉河郷・小牧郷に近接する武家郷 (後に武田郷と改称、現在の行方市)
を拠点に活動した一族と考えられます。

ところが、武田氏と宍戸氏は、行方氏一族の抵抗にあつて所領の引き渡しができませ
んでした。この文書は、文和 2 (正平 8 ， 1353) 年 3 月 20 日、武田高信が提出した請文で
す。高信は「倉河郷の手賀土用納礼丸、小牧郷の小牧弥十郎が悪党人と相語らつて多くの
武士を従え抵抗しており、合戦になりそうな状況なので、下河辺氏に所領の引き渡しので
きない」と報告しています。

翌年 7 月、尊氏はあらためて益戸下野守国行と宍戸安芸守朝里 (宍戸朝世の兄) を現地
に派遣しました。しかし、手賀・小牧両氏は所領の引き渡しを拒否し、城郭を構え徹底
抗戦の姿勢を示したのです。たとえ、足利尊氏の裁決であっても、それを現地で執行する
武力がなければ、当事者の権利は保証されない時代でした。